

第

部

5

参考資料

SDGs について



①SDGs の概要と意義

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、令和 12（2030）年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の共通目標です。

平成 27（2015）年までを期限としていた発展途上国向けの開発目標 MDGs（ミレニアム開発目標）の後継として採択された SDGs は、持続可能な世界を実現するための包括的な 17 のゴールと細分化された 169 のターゲット、進捗状況を図るための約 230 の指標で構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを理念とした経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

わが国においては、平成 28（2016）年 5 月に政府内に SDGs 推進本部を設置、同年 12 月には、SDGs の実施指針が決定されており、各自治体に対し、各種計画や戦略・方針等の策定の際に SDGs の要素を最大限反映するよう求めています。

また、平成 29（2017）年 12 月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017 改訂版」においても、地方での SDGs の推進が地方創生に資するとして、SDGs を行政・民間事業者・住民等の異なるステークホルダー間における共通言語として活用することにより、政策目標の理解が進展し、自治体業務の合理的な連携の促進が可能であると示しています。

②SDGs と自治体行政の役割

一方で、SDGs のゴールやターゲット及びそれらの進捗管理のための指標の中には、グローバルで国家として取り組むべきものなどが多く含まれていることから、これらの中から取捨選択し、町の実情に合わせ落とし込む（ダウンサイジングした解釈）作業が必要です。

なお、それぞれの目標に対し、自治体行政が果たし得る役割を、国際的な地方自治体の連合組織である UCLG（United Cities and Local Governments）が示しており、また、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構が発行する「私たちのまちにとっての SDGs-導入のためのガイドライン-」では次の表のとおり整理されています。

これらを参考に SDGs を意識した取組を進めます。

③SDGs と総合計画

総合計画においては、行政と住民が一体となり、将来像の実現に向け、6 つの基本目標とそれに基づく 30 の推進施策に取り組めます。

総合計画で取り組む方向性は、国際社会全体の開発目標である SDGs とスケールは異なるものの、その目指すべき方向性は同様であることから、総合計画の推進を図ることで、SDGs の目標達成に貢献できるものと考えます（総合計画と SDGs の関係性は pp.158-159 の表のとおり）。

SDGs という国際目標を意識した取組やその達成への貢献は、町の誇りの醸成にも寄与するものであるといえます。

▼SDGsの17の目標とその内容

	貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ		人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の不平等を是正する
	飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する		住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
	すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する		つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
	質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
	ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る		海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
	安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する		陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
	エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
	働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する		パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る		

▼SDGsの17の目標と自治体行政の関係（UCLG）

1 貧困をなくそう 	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての住民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
2 飢餓をゼロに 	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためには適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
3 すべての人に健康と福祉を 	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。
4 質の高い教育をみんなに 	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
5 ジェンダー平等を実現しよう 	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
6 安全な水とトイレを世界中に 	すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する 公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
8 働きがいも経済成長も 	すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

10 人や国の不平等をなくそう 	国内および国家間の不平等を是正する 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
11 住み続けられるまちづくりを 	都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする 包摂的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
12 つくる責任 つかう責任 	持続可能な消費と生産のパターンを確保する 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや 3R の徹底など、住民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。
13 気候変動に具体的な対策を 	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
14 海の豊かさを守ろう 	海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する 海洋汚染の原因の 8 割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
15 陸の豊かさを守ろう 	森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
16 平和と公正をすべての人に 	公正、平和かつ包摂的な社会を推進する 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
17 パートナースhipで目標を達成しよう 	持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する 自治体は公的／民間セクター、住民、NGO／NPO など多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

出典：UCLG（United Cities and Local Governments）（「私たちのまちのためのSDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－（2018年3月版（第2版）」（自治体SDGsガイドライン検討委員会編集））

▼総合計画とSDGs 17のゴールの関係性

○次の表は、総合計画とSDGs（17のゴール）の関係性を示したものです。

								
分野	基本目標	1 貧困	2 飢餓	3 健康・福祉	4 教育	5 ジェンダー	6 水・衛生	7 エネルギー
産業	1 特色ある 産業を 創り育てる		●					
自然	2 美しい 自然を 守り活かす						●	●
福祉	3 福祉の充実 で安心生活 を確保する	●		●		●		
生活	4 整った生活 インフラで 快適生活を 守る						●	
教育	5 充実した 教育環境で 心豊かな人 を育む				●	●		
共働	6 人々のつな がりを深 め、ともに 行動する			●				

 8 働きがいも 経済成長も	 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	 10 人や国の不平等 をなくそう	 11 住み続けられる まちづくりを	 12 つくも減ら す消費責任	 13 気候変動に 関係する対策を	 14 海の豊かさ を守ろう	 15 陸の豊かさも 守ろう	 16 平和と公正を すべての人に	 17 パートナリシップで 目標を達成しよう
8 経済成長・雇用	9 産業基盤・イノベーション	10 不平等	11 持続可能な都市	12 生産・消費	13 気候変動	14 海洋資源	15 陸上資源	16 平和・公正	17 実施手段
●	●		●				●		●
				●	●	●	●		
		●						●	●
		●	●				●	●	●
		●	●					●	●
			●						●

令和3年3月16日

鬼北町長 兵頭 誠亀 様

鬼北町総合開発計画審議会
会長 川 平 定 計

第二次鬼北町長期総合計画後期基本計画（案）について（答申）

本審議会に諮問のあった第二次鬼北町長期総合計画後期基本計画（案）について、慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、本計画の推進にあたっては、本答申の趣旨を十分に尊重され、まちの将来像である「自然豊かな、心豊かな、暮らし豊かなまち きほく」の実現に向け戦略的に進められるよう、下記のとおり要望します。

記

1. 本計画をまちづくりの指針として、町民への周知や計画内容についての理解を得るとともに、各施策及び事業の推進にあたっては、町民の意向に即した施策及び事業の推進に努められることを要望します。
2. まちの将来像の実現に向け、計画における各施策及び事業の実施にあたっては、各地域における課題や実情を十分に踏まえた上で、的確な施策展開に努められるとともに、健全な行財政運営に努められることを要望します。
3. 各施策及び事業の実施にあたっては、目下の懸念である新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めるとともに、地域経済の復興並びに町民の生活支援を最優先とした施策の実施に努められることを要望します。
4. 本計画を着実に推進していくために、計画された事業の進捗管理を適切かつ継続的に実施し、その公表に努められるとともに、新たな地域課題については、不断の見直しを行いながら、柔軟かつ速やかに対応できる体制構築に努められることを要望します。

計画策定経過

年月日	会議名等
令和2年2月7日～20日	町民アンケート調査
令和2年6月19日	町長インタビュー
令和2年6月19日	長期総合計画策定委員会 専門部会(補佐・係長)
令和2年6月19日 ～8月17日	施策評価シート調査
令和2年9月2～4日	各課ヒアリング
令和2年9月8日	第1回 鬼北町総合開発計画審議会 〔鬼北町総合戦略策定委員会〕
令和2年9月26日	住民ワークショップ
令和2年12月15日	第1回 行政企画委員会(課長)
令和2年12月25日	第2回 鬼北町総合開発計画審議会 〔鬼北町総合戦略策定委員会〕
令和3年2月4日	第3回 鬼北町総合開発計画審議会 〔鬼北町総合戦略策定委員会〕
令和3年2月8～22日	パブリック・コメント
令和3年3月1日	第2回 行政企画委員会(課長)
令和3年3月16日	第4回 鬼北町総合開発計画審議会 〔鬼北町総合戦略策定委員会〕
令和3年3月16日	鬼北町総合開発計画審議会「答申」
令和3年3月19日	鬼北町議会全員協議会

鬼北町総合開発計画審議会〔鬼北町総合戦略策定委員会〕委員名簿

番号	選任部門 [総合戦略]	選任部門 [総合計画]	氏 名	備 考
1	産業（農）	農 業 委 員	川平 定計	鬼北町農業委員会 会長 ※鬼北町総合開発計画審議会 会長
2	産業（農）	農 業 委 員	山下 展輝	鬼北町農業委員会委員
3	産業（商）	有 識 者	善家 哲也	鬼北町商工会指導員
4	産業（林）	有 識 者	青木 武司	株式会社日吉農林公社 代表取締役
5	医 療	有 識 者	岡部 健一	社会福祉法人旭川荘南愛媛病院 院長
6	福 祉	公 的 団 体	松浦 雅美	社会福祉法人鬼北町社会福祉協議会 事務局長
7	住 民	公 的 団 体	藤田 光子	鬼北町女性団体連絡協議会 会長
8	住 民	有 識 者	芝 弘晃	鬼北町公民館連絡協議会 会長
9	住 民	公 的 団 体	松田 八重子	鬼北町連合婦人会 会長
10	学 校	教 育 委 員	松浦 靖	鬼北町教育委員会教育長職務代理者
11	金 融 機 関	有 識 者	高山 和彦	愛媛銀行近永支店 支店長
12	金 融 機 関	有 識 者	西原 直樹	伊予銀行近永支店 支店長
13	労 働		窪田 幸教	宇和島公共職業安定所 所長
14	言（メディア）		一色 敏徳	愛媛新聞南予支社 支社長
15	行政関係者		井上 建司	鬼北町副町長 ※鬼北町総合戦略策定委員会 委員長
16	行政関係者		松浦 秀樹	鬼北町教育長

委員会設置要綱

○鬼北町附属機関設置条例

平成 17 年 1 月 1 日 条例第 28 号

(設置)

第 1 条 法律若しくはこれに基づく政令に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定により、本町に設置する附属機関は、別表のとおりとする。

(委任)

第 2 条 前条の附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。ただし、当該執行機関が 2 以上の執行機関に属するときは、そのいずれかの執行機関が定めることができる。

附 則

この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 11 月 25 日条例第 216 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 20 日条例第 2 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 9 日条例第 2 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第1条関係)

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担任する事務	委員数	選出方法
町長	鬼北町ほう賞 審議委員会	名誉町民章授与候補者に ついての調査審議及び町 長の諮問に関する事務	5人	町の区域内の公的機 関の代表者その他学 識経験者のうちから 町長が任命する。
	鬼北町行政改 革推進審議会	行政の組織運営全般にわ たる改革、改善事項の調査 審議及び町長の諮問に対 する答申に関する事務	10人	町政について優れた 識見を有する者のう ちから町長が任命す る。
	鬼北町特別職 報酬等審議会	議員報酬及び町長並びに 副町長の給料の額につい ての審議及び町長の諮問 に関する事務	5人	町の区域内の公共的 団体等の代表者その 他住民のうちから町 長が任命する。
	鬼北町総合開 発計画審議会	総合開発計画の調整その 他実施に関し必要な審査 及び審議をする事務	12人	町の区域内の公的機 関及び公共的団体並 びに優れた識見を有 する者のうちから町 長が任命する。
	鬼北町都市計 画審議会	都市計画法(昭和43年法 律第100号)によりその権 限に属せられた事項及び 町長の諮問に応じ都市計 画に関する事項を調査審 議する事務	10人 (特別の事項を調査 審議するときは、臨 時委員を、専門の事 項を調査するとき は、専門委員を、そ れぞれ若干人置くこ とができる。)	学識経験のある者及 び議会の議員のうち から町長が任命す る。(その他関係行政 機関、県の職員又は 町の住民のうちから 任命することができ る。)
	鬼北町住宅マ スタープラン 策定委員会	住宅マスタープランの調 整その他策定に関し必要 な審議をする事務	8人	町の区域内の公共的 団体等の代表者その 他住民のうちから

○鬼北町総合開発計画審議会規則

平成17年1月1日 規則第32号

改正 平成17年6月20日 規則第154号

平成27年6月25日 規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、鬼北町附属機関設置条例（平成17年鬼北町条例第28号）第2条の規定に基づき、鬼北町総合開発計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 公共的団体の役員及び職員 5人
- (2) 学識経験を有する者 7人

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、当該計画に係る審議が終了したときまでとする。ただし、その職によって委嘱された委員が当該身分に異動を生じたときは、委員を辞したものみなし後任者が委員となる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を統理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(専門部会)

第5条 審議会に次の専門部会を置くことができる。

- (1) 総務部会
 - (2) 産業建設部会
 - (3) 厚生文教部会
- 2 専門部会の業務及び運営に関する事項は、別に定める。
 - 3 部会に部会長を置く。部会長は、委員の互選によってこれを定める。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議案は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画振興課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年6月20日規則第154号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年6月25日規則第21号）

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

鬼北町総合戦略策定委員会設置要綱

平成 27 年 9 月 28 日

告示第 74 号

改正 平成 28 年 3 月 30 日告示第 30 号

(設置)

第 1 条 町は、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に基づき、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とした「鬼北町総合戦略」を策定するため、「鬼北町総合戦略策定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、町長の監督下に属し、次に掲げる任務を遂行する。

- (1) 鬼北町総合戦略の策定に関すること。
- (2) 鬼北町総合戦略の実施状況の総合的な検証に関すること。
- (3) その他町長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員 14 人をもって組織する。

- 2 委員長は、副町長とし、副委員長は教育長とする。
- 3 委員は、別に定めることとし、町長が任命する。
- 4 委員会の事務局は、企画振興課に置き、事務局長は企画振興課長とする。

(委員長の職務)

第 4 条 委員長は、委員会の事務を総理し、会議の議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(招集)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(その他)

第 6 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日告示第 30 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第二次鬼北町長期総合計画 後期基本計画

令和3年3月発行

編集・発行／愛媛県鬼北町（企画振興課）

〒798-1395 愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永 800 番地 1

TEL0895-45-1111（代）

<http://www.town.kihoku.ehime.jp>

デザイン・印刷／株式会社ぎょうせい



第二次鬼北町長期総合計画後期基本計画 (第2期総合戦略)

自然豊かな 心豊かな 暮らし豊かな まち きほく